

「(仮)旭川市こども計画」の策定について

子育て支援部子育て支援課

これまでの経過（旭川市）

【第8次旭川市総合計画】 基本目標1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

（H28年度～R9年度） 基本施策1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり

（重点テーマ）こども生き生き未来づくり

【重点】施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

【重点】施策2 子育て環境の充実

平成17年度～平成26年度	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度
旭川市次世代育成支援行動計画	旭川市子ども・子育てプラン	第2期旭川市子ども・子育てプラン
（基本理念） ○地域の絆で楽しく 子育て ○健やか子育て・親育ち ○親子の絆が 輝くまち あさひかわ （目標） ○子どもを安心して生み、育てることができるまち ○子どもが生き生きと、たくましく育つまち ○子ども、家庭、地域がともに育っていくまち		
（実績） ・「もりもりパーク」の設置 ・子育て短期支援事業 など （課題） ・認可保育所、留守家庭児童会（現：放課後児童クラブ）の待機児童解消 ・子育てに関する経済的支援の充実 ・子育てや子どもの育ちを支えるための支援づくり など	（実績） ・保育所待機児童ゼロ ・病児保育事業 ・産後ケア事業 など （課題） ・子育ての不安や悩みを軽減するための相談体制のさらなる充実 ・子育てに関する経済的支援の充実、ひとり親家庭への支援の充実 ・子どもの貧困対策の推進 など	（実績） ・幼児教育・保育の無償化 ・給付型奨学金（高校生） ・産前、産後ヘルパー事業 ・子ども医療費助成拡大（中学校卒業まで） ・こども誰でも通園制度試行的事業 など （課題） 15ページ以下参照

国の動き

こども・子育て支援のみならず、少子化対策、若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等、こどもを取り巻く多様な環境や課題、複雑化する社会の変化に対応

こども基本法

令和4年6月制定（令和5年4月施行）

日本国憲法及びこどもの権利条約の理念に基づき、次代の社会を担う全てのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

これまでの子ども・若者に関する3大綱

少子化社会対策大綱

子供・若者育成
支援推進大綱

子どもの貧困対策
に関する大綱

一元化

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

こども大綱

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が，日本国憲法，こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり，生涯にわたる人格形成の基礎を築き，自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ，心身の状況，置かれている環境等にかかわらず，ひとしくその権利の擁護が図られ，身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

【6つの基本的な方針】

こども・若者の権利や個性を尊重し，最善の利益を図ります

こどもや若者，子育てに関わる人と対話をしながら進めます

ライフステージに応じて切れ目なく適切にサポートします

全てのこどもが幸せに成長できるよう，環境を整えます

若い人の生活を安定させ子育てに希望を持てるようにします

政府機関や地方自治体，民間団体等との連携を重視します

(仮) 旭川市こども計画のイメージ

こども基本法（令和5年4月1日施行）

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

勘案

こども基本法第10条

(仮) 旭川市こども計画

3大 大綱

少子化社会対策大綱

【子ども・若者計画】
子供・若者育成支援推進大綱

【市町村計画】
子供の貧困対策に関する大綱

【市町村行動計画】
次世代育成支援対策推進法

【子ども・子育て支援事業計画】
子ども・子育て支援法

第2期旭川市子ども・子育てプラン
旭川市子ども条例第14条

(仮) 旭川市こども計画の位置付け

国

こども基本法 (R5.4.1施行)

こども大綱 (R5.12.22閣議決定)

- 子ども・子育て支援法
- 次世代育成支援対策推進法
- 子ども・若者育成支援推進法
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律

北海道

北の大地☆子ども未来づくり北海道計画

第8次旭川市総合計画

旭川市こども計画

(旭川市子ども条例第14条)

- 子ども・子育て支援事業計画
- 市町村行動計画
- 子どもの貧困対策推進計画
- 子ども・若者計画

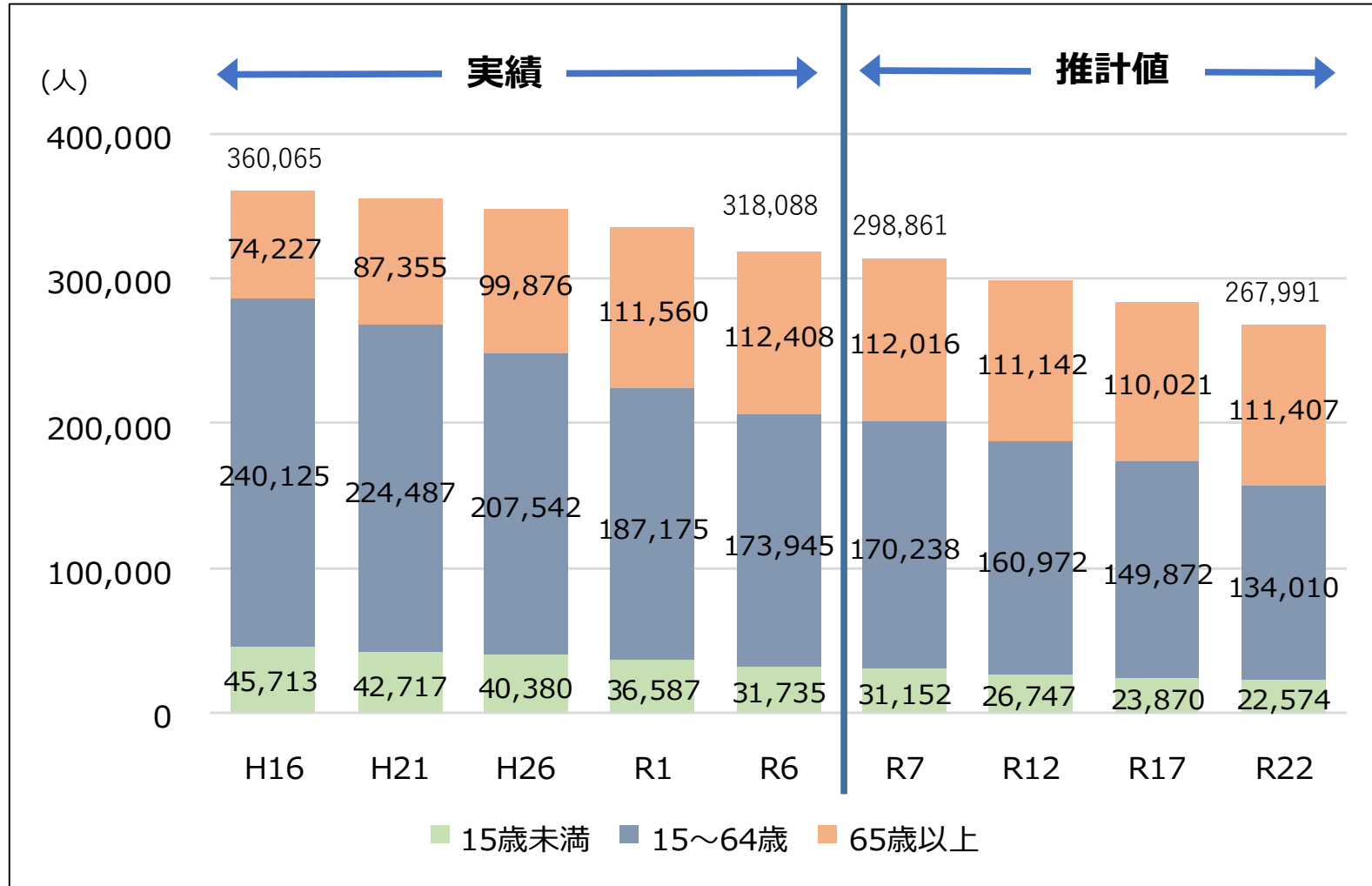
連携・調和

- ◆あさひかわ男女共同参画基本計画
- ◆旭川市地域福祉計画
- ◆健康日本21旭川計画
- ◆旭川市障がい福祉計画・旭川市障がい児福祉計画
- ◆旭川市社会教育基本計画
- ◆旭川市学校教育基本計画 など

勘案

本市の現状

人口の推移及び将来推計人口

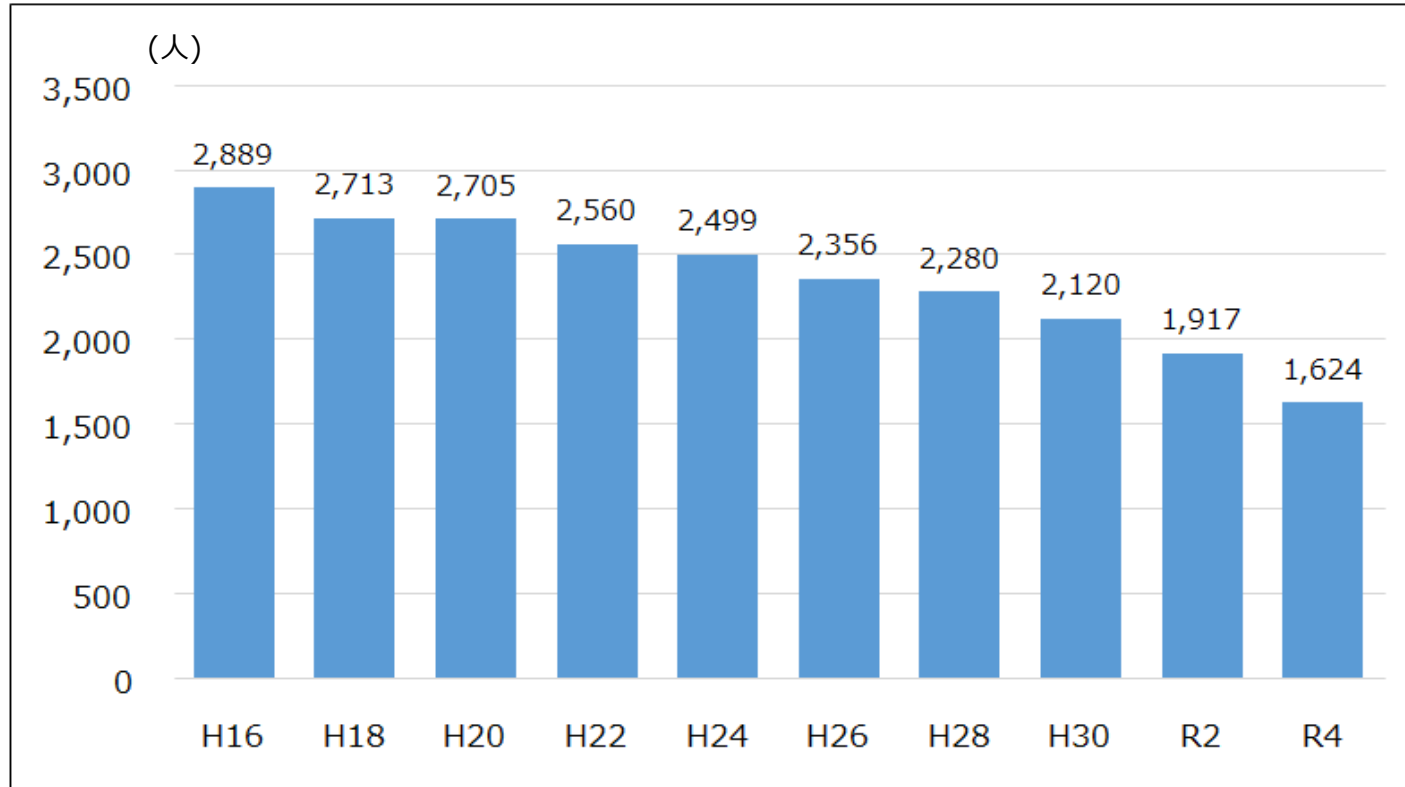


！ 全国を上回る人口減少及び少子高齢化が急速に進行

出典：住民基本台帳（各年4/1現在，H25以前は3/31）
国立社会保障・人口問題研究所

出生数及び出生率の推移

出生数の推移



！ 出生数の減少が加速化。今後もこの傾向が継続すると思われる

※参考
令和5年1～12月出生数
1,564人

出典：旭川市保健衛生年報

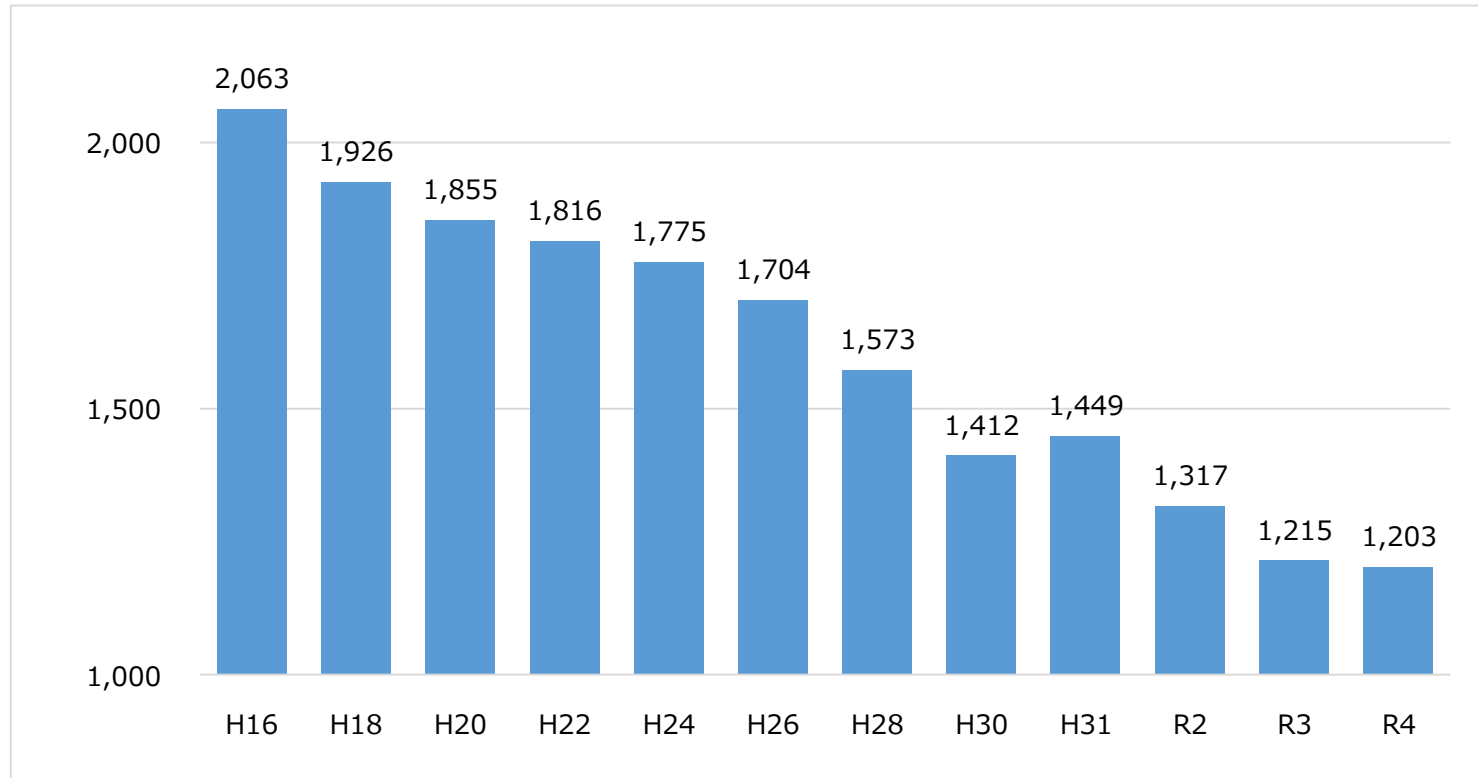
合計特殊出生率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
旭川市	1.28	1.28	1.31	1.32	1.32	1.31	1.26	1.27	1.26	1.14
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.30	1.26

出典：旭川市保健衛生年報

婚姻件数及び婚姻率の推移

婚姻件数の推移



出典：旭川市保健衛生年報

！全国を下回る婚姻率及び婚姻数の急激な減少は、ライフスタイルの多様化等により今後も同様の傾向が継続するものと見込まれる

婚姻率の推移 ※婚姻率：千人対

区分	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	H31	R2	R3	R4
婚姻率（旭川市）	5.8	5.5	5.3	5.3	5.2	5.0	4.7	4.3	4.5	4.0	3.7	3.7
婚姻率（全国）	5.7	5.8	5.8	5.5	5.3	5.1	5.0	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1

出典：旭川市保健衛生年報

平均初婚年齢の推移

○夫の平均初婚年齢

区分	H29	H30	R2	R3	R4
旭川市	29.7	29.2	29.8	29.8	30.2
全国	31.1	31.2	31.0	31.0	31.1

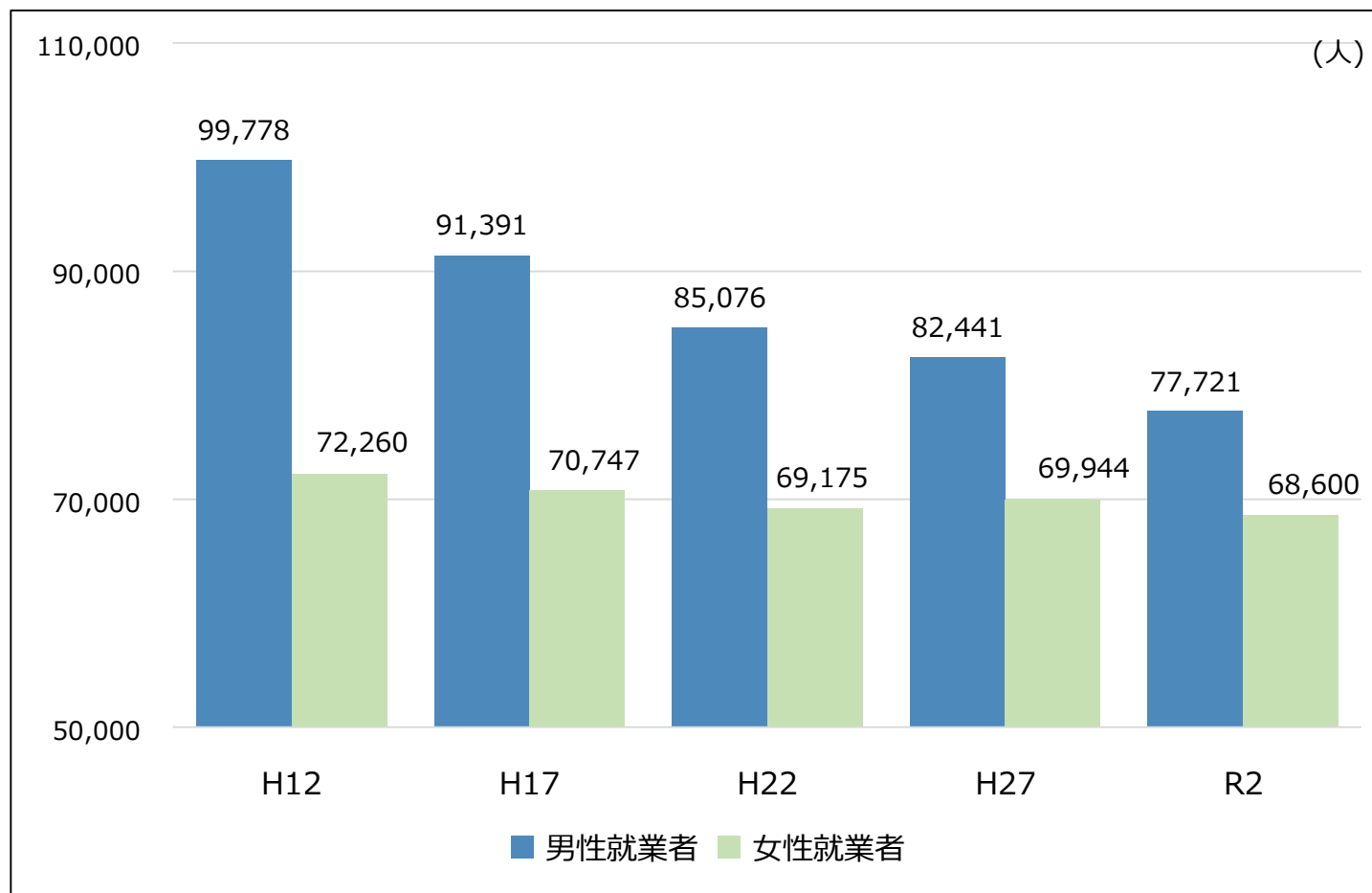
！ 全国に比べ、男女ともに初婚年齢は低いものの、年々、高齢化の傾向にある

○妻の平均初婚年齢

区分	H29	H30	R2	R3	R4
旭川市	28.7	28.2	28.7	28.7	28.7
全国	29.4	29.6	29.4	29.5	29.7

出典：旭川市保健衛生年報

男女別15歳以上の就業者数の推移



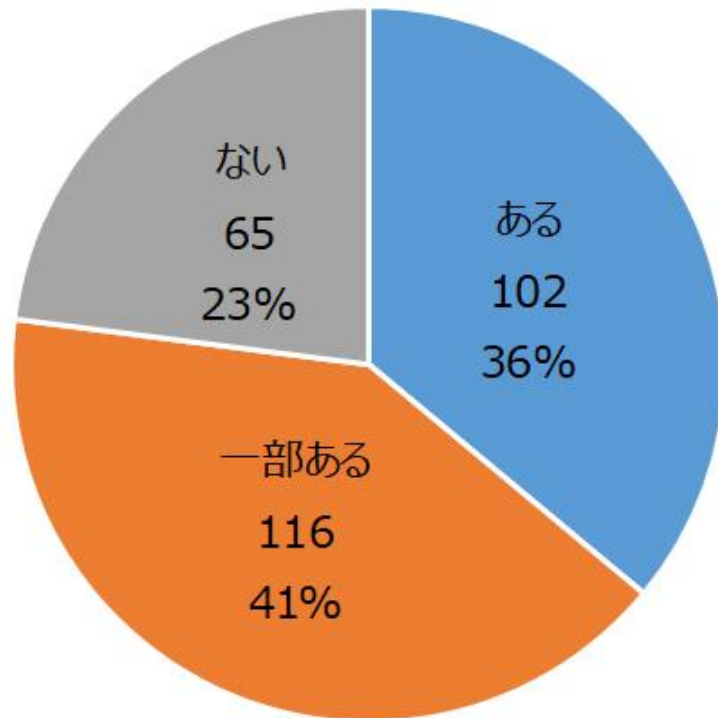
！ 少子高齢化の進行により全体の就業者数は減少しているが、女性の就業者数は大きな変化がなく、子育て家庭における共働きの増加や育児負担が女性に集中していることが考えられる

出典：令和5年度版旭川市統計書（国勢調査）

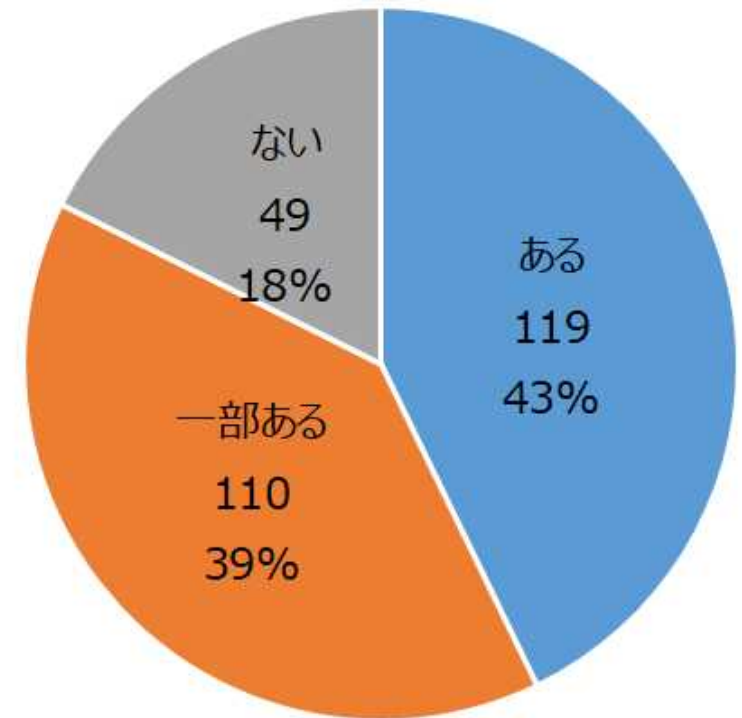
子育てしやすい職場環境

※休暇取得の容易さや時間外勤務への配慮など

男性従業員（回答数283事業所）



女性従業員（回答数278事業所）

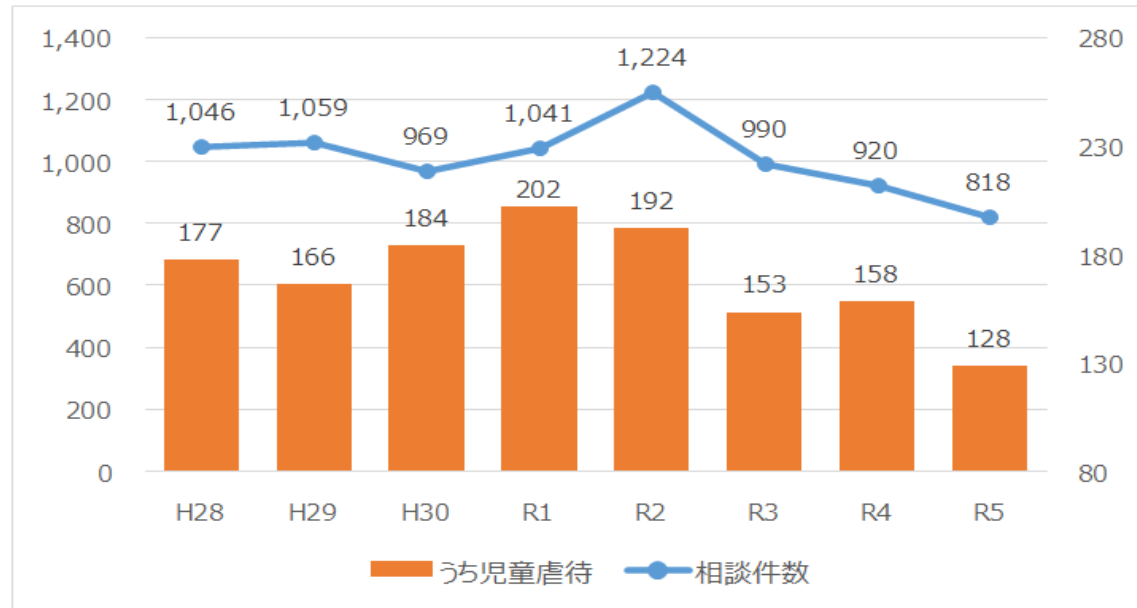


！子育てに関する職場の配慮は一定程度あるものの、引き続き、社会全体として、こどもや子育て家庭に対する、理解、支援を図る必要がある

出典：旭川市労働基本調査（令和5年度）

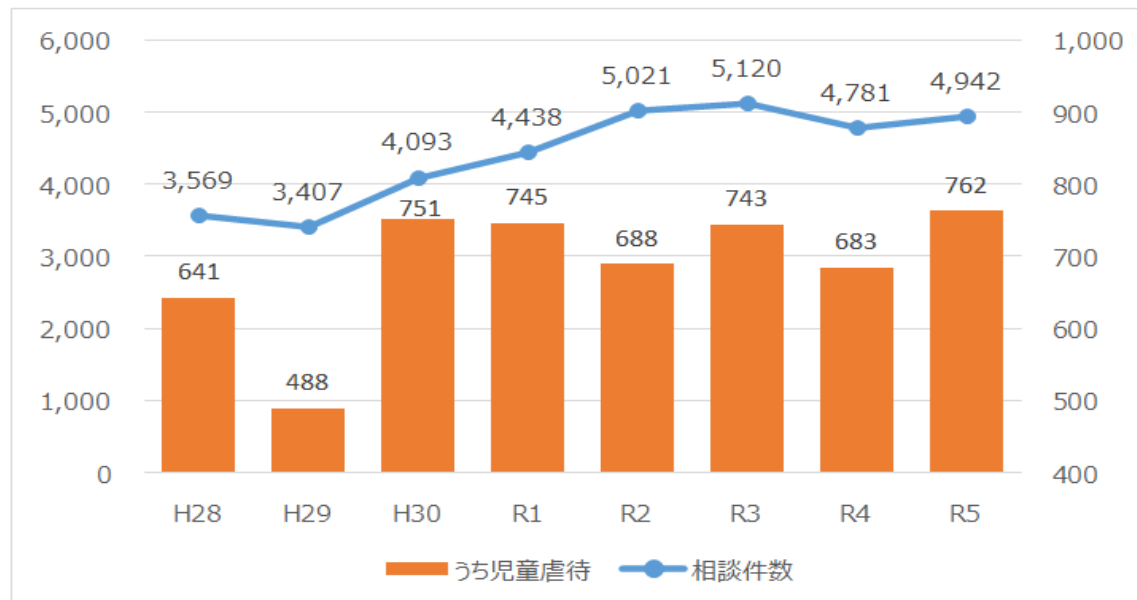
子ども総合相談センターの相談件数推移

相談件数（実数）



！ 実数は減少傾向であるものの延べ件数は増加していることから、困難事例や相談内容の複雑化などが想定される

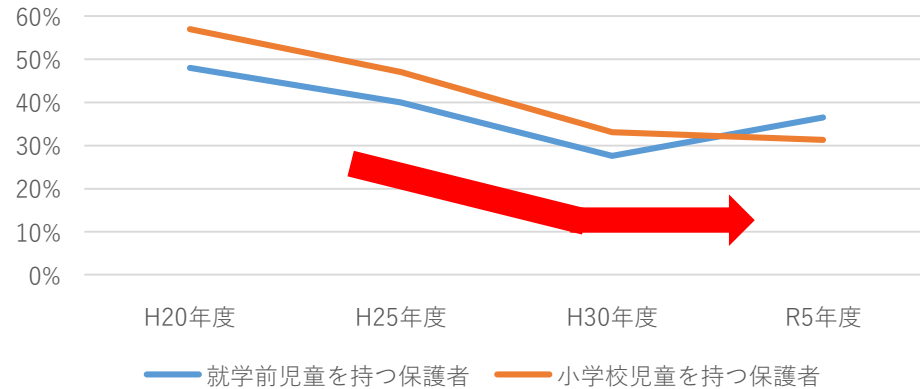
相談件数（延べ件数）



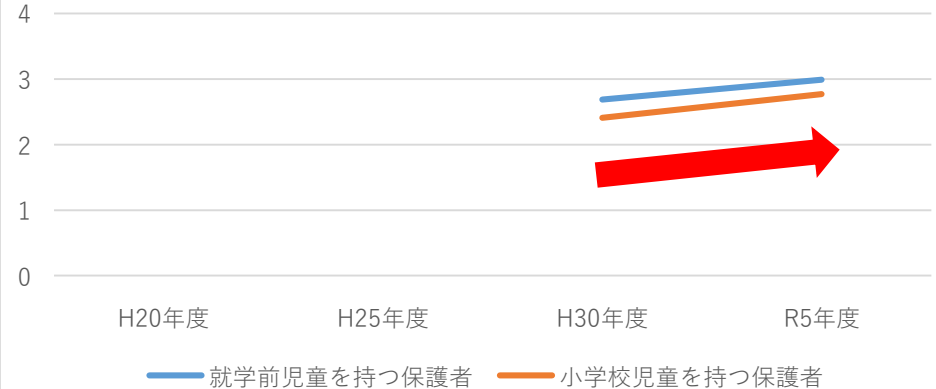
前計画の達成度

【第2期子ども・子育てプランにおける目標値の達成状況】

子育てに関して不安を感じている割合



子育てについて必要な環境が整っていることに関する満足度（ひとり親）

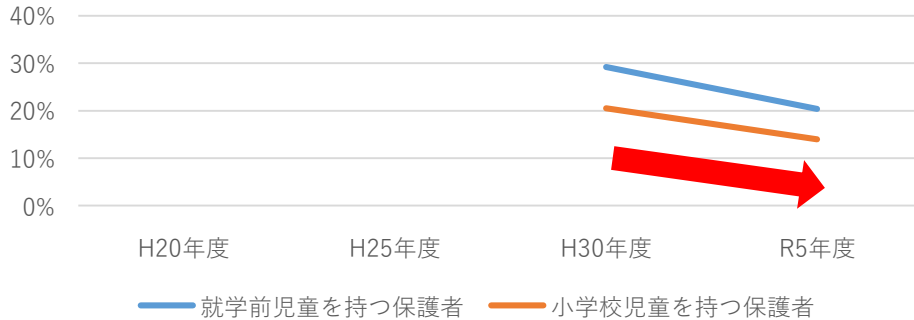


！ 未就学児を持つ親の不安感
は増大したものの、子育てに
関する不安感は減少傾向にあ
り、環境整備に関する満足度
も高まってきている

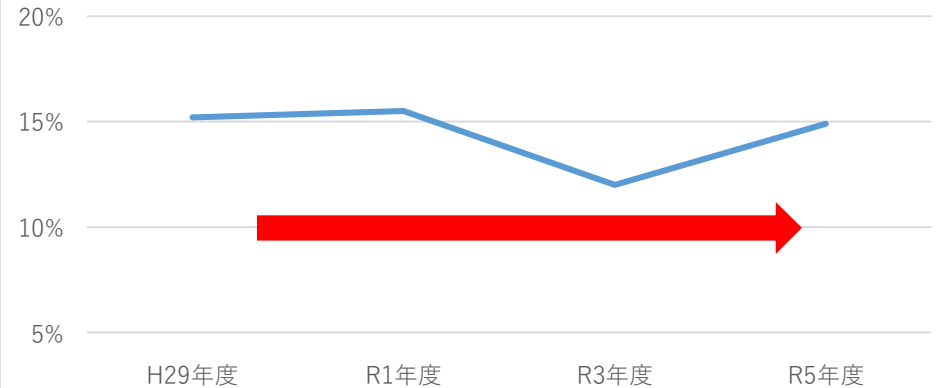
前計画の達成度

【第2期子ども・子育てプランにおける目標値の達成状況】

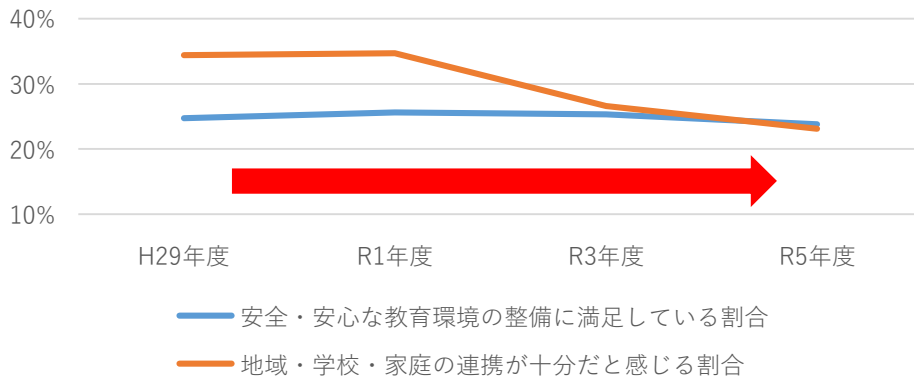
子どもの発育・発達に関して不安感を感じている
保護者の割合



社会で自立して生きていく力を培う教育の推進に満足している割合



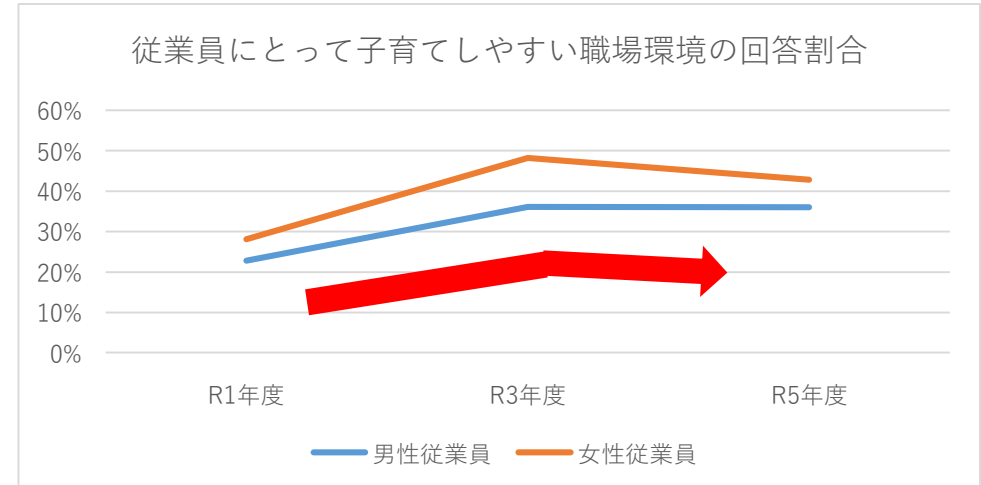
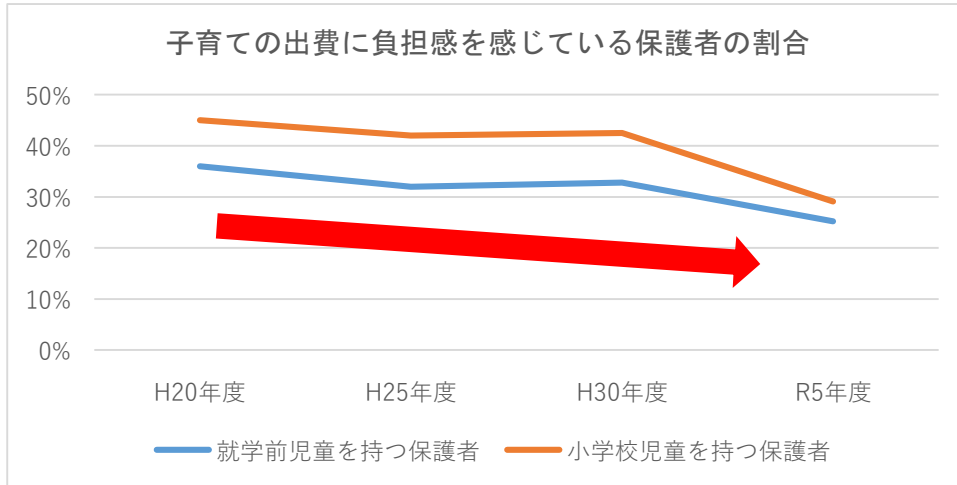
子どもの連続した育ちを保障する環境整備



！子どもの発育や発達に関する不安感は減少傾向にあるが、成長過程における教育環境についての満足感は横ばいの状況にある

前計画の達成度

【第2期子ども・子育てプランにおける目標値の達成状況】

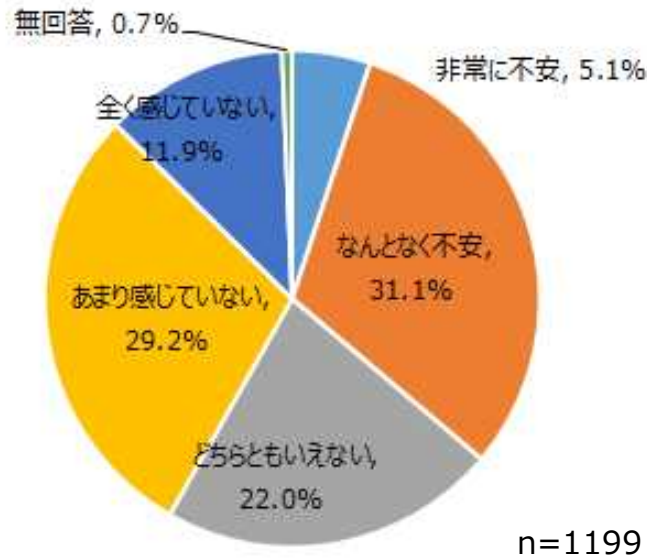


！ 子育ての出費に関する負担感
は減少傾向にある
子育てしやすい職場環境に
ついてはここ2年間で若干の
停滞傾向が見られた

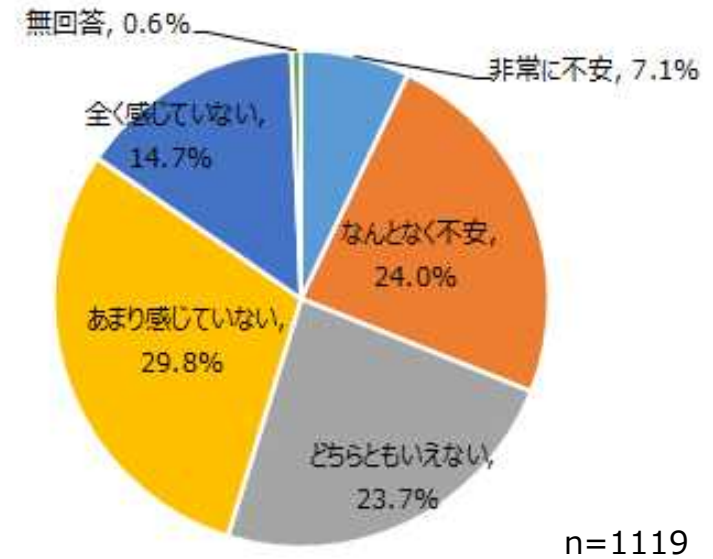
子育てに関する悩みや不安感について

～ R5ニーズ調査から

未就学児を持つ保護者



就学児を持つ保護者

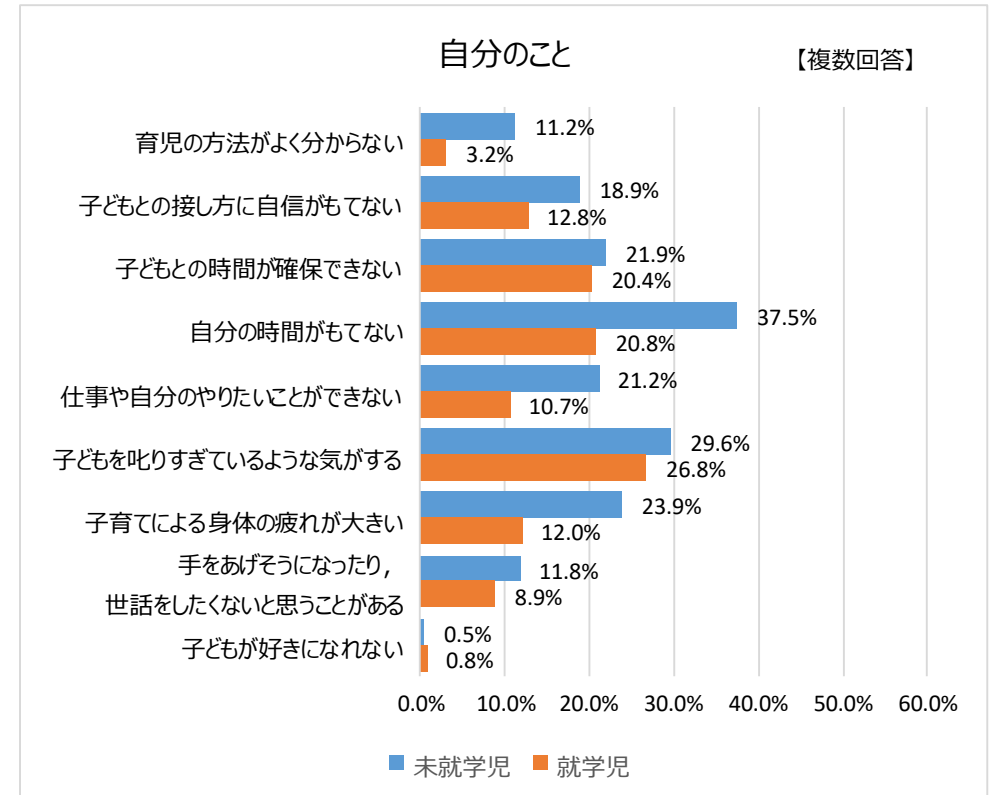
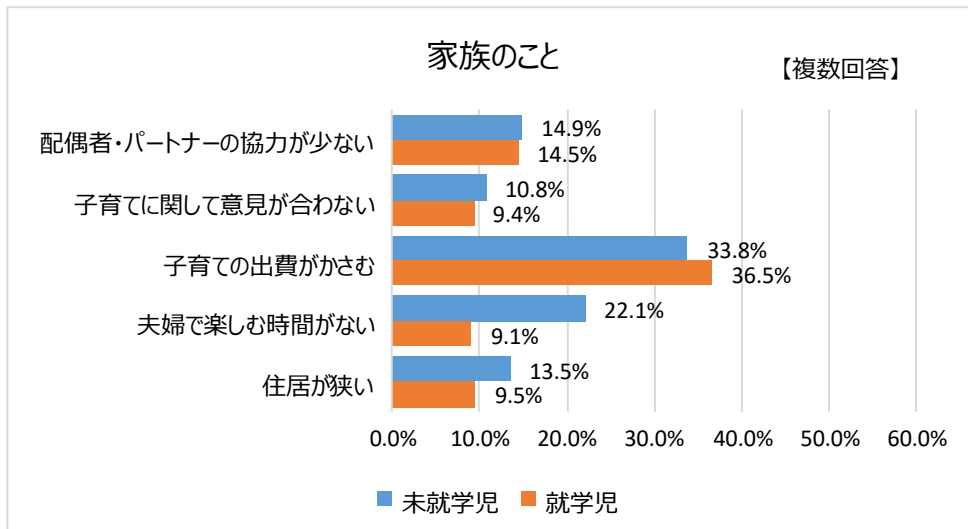
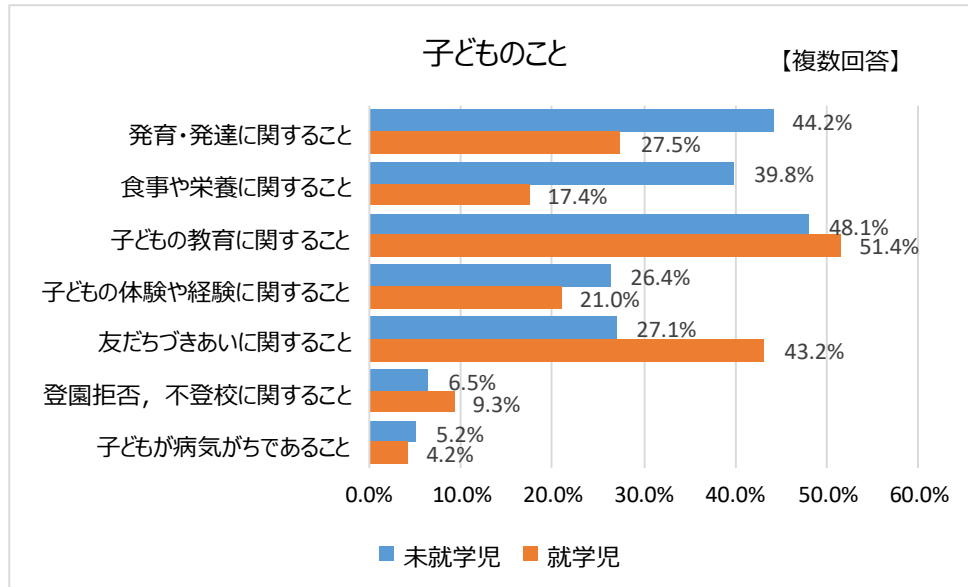


出典：令和5年度ニーズ調査

！「非常に不安」「なんとなく不安」と答えたの保護者が3割以上に上っている

子育てに関する悩みや不安感について

～ R5ニーズ調査から



出典：令和5年度ニーズ調査

！ 子どもの教育や発達・発育に関すること, 子育ての出費がかさむことについての悩みが多い

望ましい支援策について

～ R5ニーズ調査から

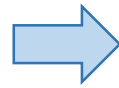
○未就学児を持つ保護者

項目	割合
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	76.6%
残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働き掛けてほしい	39.9%
認可保育所にかかる費用負担を軽減してほしい	37.2%
子どもの医療費にかかる助成制度の対象年齢を拡大してほしい	36.2%
産前、産後の育児を支援するサービスを増やしてほしい	32.4%

○就学児を持つ保護者

項目	割合
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	56.9%
子どもの医療費にかかる助成制度の対象年齢を拡大してほしい	55.6%
安心して子どもが医療機関にかかることができる体制を整備してほしい	40.2%
残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働き掛けてほしい	33.5%
放課後児童クラブを引き続き整備してほしい	29.0%

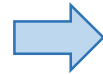
■ 子育てに関する不安感



全体的には減少傾向にあるものの、なお不安を抱えている方は一定数いる

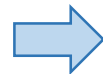
不安の中身は？

☐ 発育・発達に関すること



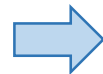
全体的な減少傾向にあるものの、特に就学前の子どもに関する発達に対する不安度は高い

☐ 教育に関すること



従前から満足感は高くない傾向にある

☐ 出費がかさむこと



負担感を感じる割合は減っているものの、実感としては依然として経済的負担を感じている

課題認識

行政サービスへの要望

☐ 子連れでも出かけやすく楽しめる場所



子育て施設や子ども楽しめる場所の認知の低さ

☐ 医療費助成制度の対象拡大や保育所の負担軽減、放課後児童クラブの整備



子育てへの負担軽減を求める要望の多さ

☐ 職場環境の改善



子育てと仕事の両立のための制度の充実，職場の理解

新たな社会的ニーズ

☐ ヤングケアラー

☐ 不登校，引きこもり

課題認識

～旭川の現状認識，前計画の評価，ニーズ調査から見てきた子育て施策の課題～

子どもの成長に対する支援，
相談体制

若者支援

経済的負担の解消

教育の充実，就学の支援

情報の周知

企業や社会への働きかけ

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止・不登校のこどもへの支援・校則の見直し・体罰や不適切な指導の防止・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実・就労支援、雇用と経済的基盤の安定・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

旭川市こども計画骨子(案)

はじめに

第1章 計画の策定に当たって

計画の位置づけ

計画期間

計画の対象

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

各種統計データ

子育て環境に関する調査結果

第3章 こども計画の理念と目標

基本理念

基本方針

第4章 こども施策について

基本体系

重要事項に関する施策

新規，拡充事項

第5章 計画の推進に当たって

目標や指標，推進体制，計画の評価